



平成21年5月27日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 越村 敏昭  
(コード番号 9005 東証第1部)  
問合せ先 財務戦略室 主計部  
連結・IR担当課長 日野 健  
(TEL 03-3477-6168)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月27日の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第140期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法の施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 子会社を含めた事業活動の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上

別 紙

現行定款中、変更のない条文および条数のみ変更の場合は、記載を省略しております。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 鉄道事業および索道事業	1. (現行どおり)
2. 軌道業	2. (現行どおり)
3. 自動車による一般運輸業	3. (現行どおり)
4. 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業	4. (現行どおり)
5. ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営	5. (現行どおり)
6. 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売	6. (現行どおり)
7. ホテル及び旅館の経営	7. (現行どおり)
8. 旅行業	8. (現行どおり)
9. 土木建築工事の設計施工請負	9. (現行どおり)
10. 前払式特定取引に関する商品の売買の取次	10. (現行どおり)
11. 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証	11. (現行どおり)
12. 損害保険代理業	12. (現行どおり)
13. 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業	13. (現行どおり)
14. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務	14. (現行どおり)
15. 放送法に基づく超短波放送事業	15. (現行どおり)
16. 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売	16. (現行どおり)
17. ショッピングセンターの経営、管理業の受託	17. (現行どおり)
18. 広告、宣伝に関する業務	18. (現行どおり)
19. 不動産の管理および貸借の受託	19. (現行どおり)
20. クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売	20. (現行どおり)
21. 警備業法に基づく警備業	21. (現行どおり)
22. 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理	22. (現行どおり)
(新 設)	<u>23. 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業</u>
(新 設)	<u>24. 民間学童保育事業</u>
<u>23. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	25. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 本公司は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 8 条 本公司の单元株式数は、1,000株とする。</u>  <u>本公司は、前条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式（以下「单元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 10 条 本公司の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利  (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 12 条 本公司は、株主名簿管理人を置く。</u>  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  <u>本公司の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p><u>第 7 条 本公司の单元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条 本公司の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) (現行どおり)  (2) (現行どおり)  (3) (現行どおり)  (4) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条 本公司は、株主名簿管理人を置く。</u>  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  <u>本公司の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第 1 条 本公司の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>